

1 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（第3条）

（1）特定都市河川の指定要件

- ①都市部を流れる河川
(市街化率がおおむね5割以上)
- ②流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること
(過去の実績又は想定される年平均水害被害額が10億円以上)
- ③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なこと

3つの要件のすべてに該当する場合

（2）特定都市河川及び特定都市河川流域の指定

- ・特定都市河川として指定する区間に一級河川の直轄管理区間が含まれる場合は国土交通大臣が指定。それ以外の場合には都道府県知事が指定。
- ・都道府県知事が指定を行う場合、指定しようとする特定都市河川流域が2以上の都府県にわたるときは、共同で指定。
- ・連続する区間を指定。
- ・特定都市河川の流域と特定都市下水道の排水区域をあわせて指定。

指定に当たり検討が必要な基本的事項の整理

検討が必要となる基本的な事項として、次に掲げる河川及び流域のデータを整理すること。

1.河川・流域の諸元：

- ・流域界、流域面積、法河川延長、下水道排水区域、浸水被害の軽減に資する施設の整備状況
- ・流域内の市街化状況(都市計画に関する基礎調査等による資料)、土地利用計画

2.水害実績：

- ・水害統計
- ・河川管理者、流域内の地方公共団体が保有する水害に関する資料

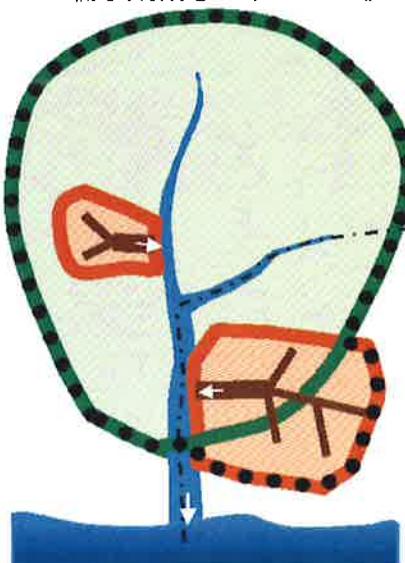
3.想定はん濫区域の資産状況：

- ・想定はん濫区域の範囲と面積
- ・想定はん濫区域内の資産状況(資産額、世帯数、その他)
- ・想定はん濫区域における想定年平均水害被害額

《河川指定のイメージ》



《流域指定のイメージ》



[凡例]

河川の自然流域

特定都市下水道の排水区域

特定都市河川流域

(3) 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定にあたり必要な手続き

■法定の意見聴取等

国土交通大臣指定の場合：

- ・流域内の都道府県知事・市町村長・下水道管理者の意見を聴かなければならない。(第8項)

都道府県知事指定の場合：

- ・国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。(第7項)
- ・流域内の市町村長・下水道管理者の意見を聴かなければならない。(第9項)

■関係部局との調整

特定都市河川等の指定に当たっては、あらかじめ当該河川流域内の関係する部局と十分な連絡、調整を図る必要がある。

■指定の公示について

国土交通大臣指定の場合：

- ・官報に掲載するとともにインターネットのホームページ等の適切な手段により、周知に努める。

都道府県知事指定の場合：

- ・都道府県の公報に掲載するとともにインターネットのホームページ等の適切な手段により、周知に努める。

■特定都市河川等の指定に伴い、ただちに必要となる事務について

特定都市河川等の指定と同時に、法第9条に基づく雨水浸透阻害行為の許可に関する事務が生じる可能性があることから、指定に先立ち、指定と同時に必要となる基準降雨の公示のためのデータ整理、許可申請の受付窓口等の許可に関する体制整備、その他業務の遂行に必要な調査、調整等を行っておく必要がある。

■特定都市河川等の指定の変更又は解除の手続きについて

特定都市河川等の指定の変更又は解除の際にも、当初の指定の際と同様の手続きを行う必要がある。なお、自然流域外において下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定に基づく公共下水道の供用開始が公示され、新たに特定都市河川流域として指定すべき区域が生じた場合は、遅滞なく特定都市河川流域の区域の指定を変更する必要がある。

